

# 就労移行支援事業

## 【利用者】

一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる者(65歳未満の者)

企業等への就労を希望する者  
技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者

## 【サービス内容等】

一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施。

通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問等によるサービスを組み合わせ。

利用者ごとに、標準期間(24ヶ月)内で利用期間を設定。

## 【人員配置】

サービス管理責任者

職業指導員 等

6:1以上

就労支援員

15:1以上

(主な加算等(1日につき))

## 【報酬単価(案)】

736単位 (定員40人以下)

+

- ・ 就労移行支援体制加算: 26単位  
一般就労等へ移行した後、継続して6ヶ月以上就労している者が、定員の2割以上いる場合
- ・ 精神障害者退院支援施設加算(経過措置):  
115単位又は180単位  
精神科病院病棟の病床減少を伴う形で設置した施設等において、退院患者に対し、居住の場を提供した場合
- ・ 標準利用期間超過減算: 基本単位数の95% 等  
事業者単位の平均利用期間が標準利用期間を6ヶ月以上超える場合

# 就労移行支援事業と労働施策の連携

